

## ○盛岡市産学官連携研究センター条例施行規則

平成19年3月30日規則第28号

## 改正

令和2年6月26日規則第39号

## 盛岡市産学官連携研究センター条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、盛岡市産学官連携研究センター条例（平成19年条例第26号。以下「条例」という。）の規定に基づき、及び条例を施行するため必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可申請)

**第2条** 条例第5条第1項の許可を受けようとする者は、盛岡市産学官連携研究センター研究開発室等使用許可申請書に事業計画書その他市長（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する産学官連携研究センターにあっては、指定管理者。以下この条において同じ。）が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 条例第6条第1項の許可を受けようとする者は、盛岡市産学官連携研究センター会議室使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

(使用の許可等)

**第3条** 条例第5条第1項の許可は、盛岡市産学官連携研究センター研究開発室等使用許可書の交付をもってする。

2 条例第6条第1項の許可は、盛岡市産学官連携研究センター会議室使用許可書の交付をもってする。

3 前項の許可書の交付を受けた者は、産学官連携研究センター（以下「センター」という。）の会議室を使用しようとするときは、当該許可書を所定の場所で職員に提示しなければならない。

(期間の延長の申請等)

**第4条** 条例第10条第3項の規定による申請は、盛岡市産学官連携研究センター研究開発室等使用許可期間延長申請書に同項に規定する事情があることを明らかにする書類を添えて行わなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、条例第10条第3項の規定により延長することが適当であると認めた場合にあつては盛岡市産学官連携研究センター研究開発室等使用許可期間延長決定通知書により、適当でないと認めた場合にあつては盛岡市産学官連携研究センター研究開発室等使用許可期間延長不承認通知書により、当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(使用料の徴収の日)

**第5条** 条例第13条第3項の規則で定める日は、センターの研究開発室又は事業化支援ブースを使

用しようとする月の前月の20日とする。

(減免の申請)

**第6条** 条例第14条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、盛岡市産学官連携研究センター研究開発室等使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

(指定管理者の指定の手続)

**第7条** 条例第20条第1項の規定による申請をしようとするものは、盛岡市産学官連携研究センター指定管理者指定申請書にセンターの管理に関する事業計画書その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 条例第20条第2項の規定による通知は、指定管理者として指定する場合にあっては盛岡市産学官連携研究センター指定管理者指定通知書により、指定管理者として指定しない場合にあっては盛岡市産学官連携研究センター指定管理者不指定通知書により行うものとする。

(指定通知書等の掲示)

**第8条** 指定管理者は、前条第2項の盛岡市産学官連携研究センター指定管理者指定通知書又は指定管理者の指定を受けている旨をセンターにおいて公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(条例第22条第1項の市長が定める事項)

**第9条** 条例第22条第1項の市長が定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者の代表者及びセンターの長
- (2) 指定管理者の指定に際し、当該指定管理者の必要な要件として市長が指定した事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者の指定に係る協定に定められた事項

#### 附 則

- 1 この規則は、条例の施行の日（平成19年8月1日）から施行する。
- 2 平成19年8月分の使用料に係る第4条の規定の適用については、同条中「センターの研究開発室又は事業化支援ブースを使用しようとする月の前月の20日」とあるのは、「平成19年8月10日」とする。

#### 附 則（令和2年規則第39号）

この規則は、公布の日から施行する。